

滋賀県行政不服審査会全体会の会議概要

滋賀県行政不服審査会条例に基づき、下記のとおり、滋賀県行政不服審査会全体会を開催しました。

今回の会議については、審査請求事件に係る調査審議の部分は非公開として、それ以外の部分は公開として開催しています。会議の概要について、以下のとおり公表します。

■ 名 称

第3回滋賀県行政不服審査会全体会

■ 日 時

令和元年6月24日（月）

午前9時40分から午前11時20分まで

■ 場 所

大津市京町四丁目1-1

県庁本館4階 4A会議室

■ 出席者

委 員：門脇 宏、佐伯 彰洋、須藤 陽子、辻 恵子、羽座岡 広宣、山本 久子
（敬称略、五十音順）

事務局：小川室長、秦室長補佐、百田副主幹（県民活動生活課県民情報室）

■ 議 事

1 会長の選任について

佐伯委員が会長に選任された。

2 会長代理の指名について

佐伯会長から、羽座岡委員が会長職務代理者に指名された。

3 部会を構成する委員について

審査会において、添付の資料のとおり指名された。

4 各部会長の指名について

審査会において、次のとおり指名された。

- ・第一部会 佐伯会長
- ・第二部会 羽座岡委員

- 5 生活保護変更決定についての審査請求事件に係る答申の具体的な方向性事務局から説明を受け、審議を行った。

■ 問合せ先

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（担当 百田）

電話 077-528-3121